

新規指定・移転等に係る事前協議・申請のスケジュールについて

障害福祉課 管理・指定グループ

事前協議を伴う以下①～④の場合は、下表の標準スケジュールのとおり手続きをお願いします。
※締切日が閉庁日の場合、直前の開庁日が締切日となります。

※事業所の新築・改築・増設等を行う場合、工事着手前に事前協議の手続きを完了してください。

- ① 新規の指定
- ② 定員増を伴う指定の変更（生活介護、就労継続支援 A 型、就労継続支援 B 型、施設入所支援、児童発達支援、放課後等デイサービス）
- ③ 事業所（従たる事業所を含む）の移転
- ④ 住居の追加（共同生活援助） 等

標準スケジュール（例／10月1日付けで指定を受ける場合）

7月	15日まで ※厳守	事前協議書の提出 ※要予約	市と日程調整のうえ、 指定3か月前の15日までに 「事前協議書」「平面図」「建築物関連法令協議記録」を窓口で提出してください。
	下旬	市 事前協議審査	市で約1週間かけて審査を行います。審査後、市から申請者へ連絡します。
8月	7日まで ※厳守	申請書類の提出(1回目) ※要予約	修正等で少なくとも3～4回、市と打合せが必要です。市と日程調整のうえ、 指定2か月前の7日までに 1回目の提出をしてください。
	末日まで ※厳守	申請書類の提出(最終) ※要予約	市からの修正等指示が反映した状態の書類を 指定2か月前の末日までに 提出してください。
9月		市 申請書類の最終確認	市で最終的な書類チェックを行います。必要に応じ、修正等依頼する場合があります。
	中～下旬	市 現地確認	現地確認までに備品の搬入、運営規程・重要事項説明等の掲示を完了してください。
	末日	市 指定通知書送付	
10月	1日	指定	